

平成30年第3回玉城町議会定例会会議録（第4号）

- 1 招集年月日 平成30年9月14日（金）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 平成30年9月20日（木）（午前9時00分）
4 出席議員 （13名）
1番 津田久美子 2番 江島 高明 3番 山路 善己
4番 前川さおり 5番 井上 容子 6番 竹内 正毅
7番 中西 友子 8番 北 守 9番 坪井 信義
10番 奥川 直人 11番 山口 和宏 12番 風口 尚
13番 小林 豊

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	藤川 健	総 務 課 長	中村 元紀	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	西野 公啓	産業振興課長	中世古憲司	建 設 課 長	東 博明
教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊	病院老健事務局長	田村 優
監 査 委 員	中村 功	総合戦略課主幹	中川 泰成		

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程 【討論・採決】

第 1 会議録署名議員の指名

4番 前川 さおり 君

5番 井上 容子 君

第 2 議案第56号 平成29年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 3 議案第57号 平成29年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 4 議案第58号 平成29年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（討論・採決）

第 5 議案第59号 平成29年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の承認について（討論・採決）

- 第 6 議案第 6 0 号 平成 2 9 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の承認について(討論・採決)
- 第 7 議案第 6 1 号 平成 2 9 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の承認について(討論・採決)
- 第 8 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(討論・採決)
- 第 9 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度玉城町病院事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について(討論・採決)
- 第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について(討論・採決)
- 第 1 2 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度玉城町下水道事業会計決算の承認について(討論・採決)
- 第 1 3 議案第 6 7 号 玉城町行政組織条例の一部改正について(討論・採決)
- 第 1 4 議案第 6 8 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 第 1 5 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度玉城町一般会計補正予算(第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 6 議案第 7 0 号 平成 3 0 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 7 議案第 7 1 号 平成 3 0 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算(第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 8 議案第 7 2 号 平成 3 0 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 2 号) (討論・採決)
- 第 1 9 議案第 7 3 号 平成 3 0 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) (討論・採決)
- 第 2 0 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願(討論・採決)
- 第 2 1 請願第 2 号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願(討論・採決)
- 第 2 2 請願第 3 号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願(討論・採決)
- 第 2 3 請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願(討論・採決)
- 第 2 4 発議第 5 号 閉会中の継続審査の申し出について

(9時00分開議)

◎開会の宣告 開会いたします。

○議長(山口 和宏) ただ今の出席議員数は、13名で定足数に達しております。

よって、平成30年第3回玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

4番 前川 さおり 君 5番 井上 容子 君

の2名を指名します。

○議長(山口 和宏) 次に、日程第2 議案56号 平成29年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし、日程第12 議案第66号 平成29年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題にします。各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

暫時休憩します。

(午前09時02分 休憩)

(午前09時04分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開いたします。 予算決算常任委員長 風口 尚 君

○予算決算常任委員長(風口 尚) 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る、9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第56号 平成29年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、ないし、議案第66号 平成29年度玉城町下水道事業会計決算の認定について、11件の議案審査を、同日午後1時30分から、第1委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、議案につきまして審査結果の報告をします。

その主な質疑内容は、議案第56号 平成29年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、住宅使用料、保育料の収入未済額、不能欠損に対する質疑。民生費の委託料の内訳と元気バスの稼働状況。商工振興費のサニーロード沿い3町の観光への展開、住宅対策費の空き家調査、財産に関する調書の整備など。

議案第58号 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、事業の最終的な経理措置についての県の指導の有無。

議案第60号 平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いては、公共下水道事業との統合の検討等であります。

議案第 64 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、年間有収率の効率と原因。

議案第 65 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、通所・訪問看護の経営状況。

議案第 66 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、下水道の接続率、普及率についてなどであります。

平成 29 年度「主な施策の成果」も含め、多数の質疑がありました。

議案第 56 号ないし、議案第 66 号すべての議案について、質疑を終了し、討論はなく、それぞれ適正と認め、採決の結果、「挙手全員」で、認定すべきものと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件についての審査の結果であります。議員各位におかれましては本委員会の決定に対し、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。予算決算常任委員会委員長報告といたします。

○議長（山口 和宏）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 56 号 平成 29 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 56 号 平成 29 年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について、採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 56 号 玉城町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 57 号 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 57 号 玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号 平成 29 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 58 号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 58 号 玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号 平成 29 年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 59 号 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 59 号 玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 60 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 60 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 61 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 61 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 61 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 62 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 62 号 平成 29 年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 63 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 63 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 64 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 64 号 平成 29 年度玉城町水道事業会計の剰余金の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 65 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 65 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 65 号 平成 29 年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 66 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第 66 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを採決します。

本案に対する委員長報告は、認定です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、議案第 66 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 13 議案第 67 号 玉平成 29 年度玉城町行政組織条例の一部改正については、総務産業常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これより、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 竹内 正毅 君

○総務産業常任委員会委員長(竹内 正毅) 議長から、総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る、9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 67 号 玉城町行政組織条例の一部改正について 1 件の審査を、同日午後 1 時から第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと、7 名の委員により審

査を行いました。

議案第 67 号 玉城町行政組織条例の一部改正について、委員から、課長と室長の職階的なものはどのようにお考えかとの質問に、副町長から、庶務規則において、課長、室長と明確にうたうよう準備しています。決裁区分については、課長の半分程度の金額の決裁権限を室長にもたせるように考えております。町長からは、適材適所に配置し、人口ビジョン、まち・ひと・しごとの総合戦略、総合計画の実行実践、これに全力で取り組む体制を作って参りたいと思っておりますとの答弁でした。また、委員から、生活環境室が税務住民課へ移行する点について、今までの問題点と今回のねらいをお聞きすると、副町長から、生活福祉課は肥大化しているとの指摘もあり、住民に直結する部分が非常に多い、ごみの収集等、環境部門は税務住民課へ移行する考えでございますとの答弁でした。他の委員から、新しい組織について、「地域づくり推進室」、「防災対策室」、「生活環境室」、「地域共生室」と4つの室ができるが、それぞれの室の役割と活動について説明がほしいとの質問に、副町長から、地域推進室については、自治区を含めた協働の地域づくり。防災対策室については、消防・防災を含め、それ以外の危機管理体制の強化。生活環境室については、環境保全・公害・墓地・し尿・ごみ収集等、また、交通安全、生活安全の部分。地域共生室については、地域包括支援室と子育て支援室を統合して、地域で支えあっているという考えですとの答弁でした。

その他、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、討論、採決を行います。

日程第 13 議案第 67 号 玉城町行政組織条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、日程第 13 議案第 67 号 玉城町行政組織条例の一部改正についてを、採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、日程第 13 議案第 67 号 玉城町行政組織条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 68 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これから、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、日程第 14 議案第 68 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、採決します。

賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、日程第 14 議案第 68 号 玉城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、可決されました。

次に、日程第 15 議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算(第 2 号) ないし、日程第 19 議案第 73 号 平成 30 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を一括議題にします。各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され審査が終了し委員会審査報告が提出されております。

これより、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 風口 尚 君

○**予算決算常任委員会委員長(風口 尚)** 議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る、9月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算(第 2 号) ないし、議案第 73 号 平成 30 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号) 5 件の議案審査を、9月18日午前 8 時 57 分から第 1 委員会室において、町長、副町長及び教育長並びに、関係職員の出席と議長同席のもと、12 名の委員により審査を行いました。その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくとし、議案につきまして審査結果の報告をいたします。

主な質疑内容は、議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算(第 2 号) については、法人税に伴う企業の景気分析、固定資産税、地籍調査県負担金の減額。時間外勤務手当の増額について働き方改革への取組み。民生費では、老人ホーム入所措置費と介護保険制度との関連等。土木費では、空き家リフォーム事業補助金の見込みなど。

教育費では、記念事業委託料の用途内容など。消防費では、浸水表示版設置業務委託料

の具体的な内容などであります。

議案第 71 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）については、工事請負費の計上について、全体的な構想、計画の考え方などであります。

議案第 72 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、国の制度改正に伴う補正予算への反映についてなど、多くの質疑がございました。

議案第 69 号ないし、議案第 73 号全ての議案について、質疑を終了し、討論はなく、それぞれ必要かつ適正と認め、採決の結果、挙手全員で可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件についての審査結果であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定に対し、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。予算決算常任委員会委員長報告といたします。

○議長（山口 和宏）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は、終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

はじめに、議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 69 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 70 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 70 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 71 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 71 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 72 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についての討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第 72 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第 72 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第73号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決です。本案は、委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、議案第73号 平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20 請願第1号 義務教育費国庫負担金制度の充実を求める請願ないし、日程第23 請願第4号 防災対策の充実を求める請願を一括議題にします。

これから請願ごとに、討論、採決を行います。

まず、請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、採決します。請願第1号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、請願第1号 義務教育費国庫負担金制度の充実を求める請願は、採択することに決定しました。

次に、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、採決します。請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願についてを採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。したがって、請願第2号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める請願は、採択することに決定しました。

次に、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

5番 井上 容子 君

○5番(井上 容子) 請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

この請願の子どもの貧困対策の推進については、関連機関の連携、社会全体としての支援などが必須であることは承知しております。しかし、学校を土台とした子どもの貧困対策というのは、いかがなものでしょうか。教員をはじめとした学校関係の皆様には子ども達のために日々努力していただいているのは承知しております。しかし、学校というある意味閉鎖された社会の中で、一般的な職業に就くための技能が身につくことは希であります。将来の職業生活などを念頭においた教育を受ける機会、これを得られる支援こそが必要であり、大学進学などの高等教育進学、イコール貧困問題の解決ではありません。成績の伸びない子どもさんは家庭での生活習慣も大きく影響していると感じておられる現場の教職員もおいでになります。さらに、子ども食堂に注目が集まりますのは、勉強の支援だけでなく、居場所の提供とともに生活に必要な学びを家族以外から感じてもらうためでもあります。また、この情報化社会で知識は学校でしか得られないことはなく、日本ではどんな分野でも勉強ができる自由があります。ほとんどの職業は試験に合格した後も、自分の努力で一生学び続けなければならないことには変わりありません。大学卒業後、働くことができない若者への支援が不十分な現在、進学をどんどん勧めてよいのか疑問が残ります。ただ、医師、弁護士など特定の大学の単位を取得しなければいけない職業を目指している人への進学支援には、条件をつけて手厚くすべきであり、貧困対策のためにどんな学びにも支援というのはいかがなものかと考えます。以上のことから、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、内容を再度検討いただきたく、私の反対討論とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 次に、賛成者の討論を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

8番 北 守 君

○8番(北 守) 請願番号3番 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まずはじめに、井上議員の反対討論について、疑問もなく、質疑もなく、いきなり反対討論されたことについて、やはり議会人としての立場というのですか、真摯な立場でないと言わざるを得ないと思っております。議論をつくしていくうえで、反対討論であるなら理解できるのですが、それが無い上ですね、争点がぼけてしまう、そういうところに反対討論されることについては、何か意図が見えてこないところ思っております。まず、そういう点を最初言わせていただきます。さて、本題に戻りますが、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願については、厚労省の国民生活基礎調査公表で、2016年に公表されておりますが、子どもの貧困率は、13.9%およそ7人に1人が貧困状態にあるとされています。一人親世帯は、相対貧困率が50.8%と著しく厳しい経済状況に置かれています。日本における大学等の高等教育段階での総教育費支出のうち、66%余りが私費負担で賄われ、欧米などで構成しているOECD経済協力開発機構ですけれども、この中の国の平均30%を大きく上回っております。昨年の切り抜きがあるんですけど、OECDの中でもですね、日本は2.9%ということでもかなり先進国の中では最下位になっておるというデータも出ております。このような中、国による給付型奨学金が本年4月から実施されています。まだまだ制度が不十分であるので、貸与型とともに制度拡充を求めていく必要があるんじゃないかと思えます。私は、請願の最後の部分にある、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度、施策のより一層の充実が求められていますとこういう文言がありますが、というところに強く共感しております。憲法第26条には、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務がうたわれています。私自身ですね、7人兄弟の末っ子で貧しい生活をしてきた経験がございます。経済的な理由で教育を受ける権利、受けさせる義務が歪められるのが一番怖いのです。経済的な理由で、未来のある子ども達の経済的な理由から未来のある子ども達の教育を断ち切ってしまっただけではいけないと思えます。また、この請願者である度会郡PTA連絡協議会、度会郡校長会、三重県教職員組合度会支部のみなさんは、私たちよりも現場のことを一番よく知っています。いろいろな経験から請願を託したとも思えます。以上のことにより、この請願番号3番 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、私も賛同したいと思えます。議員各位の常識ある判断を期待いたしまして、賛成の討論といたします。

○議長（山口 和宏）他に、ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

10番 奥川 直人 君

○10番（奥川 直人）只今、請願第3号のですね、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願について、私は賛成討論をさせていただきたいと思えます。

先程、北議員さんからもありましたように、この話は極めて単純な話だとこのように私は思っています。学校現場、そして社会の現状の課題からこういったことが必要だということに請願が出ているという判断をしています。子どもに罪はなくてですね、すべて平等であってほしい、これは私たちの願うところで、この請願のですね、一言一句は別としましてですね、対極的なものの考え方が必要であるこのように思っています。罪のない貧困家庭の子どもの将来を少しでも私たちは明るく、そしてそういった学ぶ環境づくりをしてあげる、これが非常に大事なかなというふうに思っています。私たちまたは玉城町民にとってもこれは重要なことだこのように思っています。また、玉城町でも協働のまちづくりを目指しておるわけですから、これも最も基本的な考え方だと思っています。世の中にはですね、離婚されて一人親、または死別して一人親、そして会社が倒産したとか、または離職されたとか、いろいろな社会問題とか、環境変化の中で、そういった子ども達が増えているというのが現状であります。私も母が32歳から死別をしまして私が8歳で妹が6歳で弟が2歳で、そしてそれは国や県や、そして町ですね支援をいただきながらですね、ここまでこれました。当然、長男ですから大学行くとか、私もそんな大学へ行く気はなかったもので、とにかく就職して生活を楽にする、こういったことをしてきました。そんな中で有難さを感じてますし、私は町であるとか、町民のみなさんに、その時々で大変助けていただいたという感謝の気持ちも持ちながら、玉城町のこれからのあるべき姿というのは協働のまちづくりなのかなとこんなふうに思っています。そういった意味でこういった考え方については大いに賛成をして、協働のまちづくりが上手くいくように、進めていただければとこのように思います。各議員の皆様におかれましても、この請願につきましては、ご賛成いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（山口 和宏）他にございませんか。これで、討論を終わります。

これから、採決します。請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数です。したがって、請願第3号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める請願は、採択することに決定しました。

次に、請願第4号 防災対策の充実を求める請願についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、採決します。請願第4号 防災対策の拡充を求める請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、請願第4号 防災対策の拡充を求める請願は、採択することに決定しました。

暫時、休憩します。

(午前09時50分 休憩)

【意見書の配布】

(午前09時53分 再開)

○議長(山口 和宏)再開します。

只今、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてないし、防災対策の充実を求める意見書の提出についてが提出されました。

この際、発議第3号ないし、発議第6号を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第3号ないし、発議第6号を追加日程第1ないし、追加日程第4とし、議題とすることに決定しました。追加日程第1 発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてないし、追加日程第4 発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてを一括議題とします。

お諮りします。

発議第3号ないし、発議第6号については、趣旨説明、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、趣旨説明、質疑を省略することに決定しました。これから、発議第3号ないし、発議第6号について、意見書ごとに討論、採決を行います。

まず、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、発議第3号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意

見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、発議第4号 教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数です。したがって、発議第5号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

次に、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についての、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。したがって、発議第6号 防災対策の充実を求める意見書の提出につ

いては、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5 発議第7号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定期会に付議されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成30年第3回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長あいさつをお願いします。

町長、辻村 修一 君

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。今期定例会に提案の全ての議案につきまして、原案承認を賜りましたことを厚くお礼申し上げる次第でございます。会期中にも貴重なご意見を賜りました。今後の町政運営に参考にしていきたいと思っております。平成29年度の一般会計の決算、そして、平成30年度の補正予算でもお聞き取りをいただいたように、法人町民税が増額という傾向でございまして、大変有難く思っておるわけでございます。国の制度によりまして、相殺のシステムがありますので楽観視するわけはいきませんが、先般も副町長から報告申し上げているように、今日も午後から企業さんとの立地協議をさせていただき、そして、また引き続き町内にも町外から企業さんが進出をさせていただき、そういう情報になっておる訳でございまして、大変玉城町の、この町を評価いただいて企業さんが立地をさせていただき、そして、拡張していただくという傾向になっております。議会はじめ町のみなさん方の温かいご理解のお陰だというふうに思っている訳でございまして、これからもこの信頼

関係を強めていきたいというふうに思っています。それから、会期中にもいろいろご意見を賜りました中の防災対策といたしましては、今のタイムライン、マイタイムライン、ご自身でのタイムライン、事前の備え、そしてコミュニティータイムライン、協働、地域でのコミュニティーの中でのタイムライン、そのことを一層ご理解いただいて、区長はじめ区のみなさん方とも一緒になってですね、防災対策を強化して参りたいと思っておるわけでございますので、引き続き町政推進にご支援賜りますようお願い申し上げてお礼の挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）私のほうから閉会にあたり、一言ご挨拶させていただきます。

議員各位におかれましては、本定例会に付議されました議案に対しまして、誠心誠意、ご議論いただき、またお認めいただきましたことを心より感謝申し上げますとともに、また議員各位におかれましては、今年度暑い日が続きました、私もちょっと途中体調を崩したこともありました、これから9月議会終わりますと、12月議会、季節の変わり目になりますので、みなさん体の方をご自愛いただきまして、町政のためにご尽力いただきますよう、よろしく願いしたいと思っております。また、行政職員の方々、10月1日から機構改革で異動もあるかと思っております。また辻村町政を支えていただいて、玉城町の発展にご尽力いただきますよう、よろしく願いしまして挨拶をさせていただきます。

ご苦労様でございました。

（午前10時00分 閉会）